

## 第1回佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会 会議次第

日時：平成23年12月2日（金）

午後1時30分～

場所：野沢会館 2階 ホール

- 1 開 会
- 2 委嘱書交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱について
- 6 会長の選出について
- 7 会議事項
  - (1) 佐久地域定住自立圏について
  - (2) 佐久地域定住自立圏共生ビジョン（案）について
  - (3) 意見交換
  - (4) その他
- 8 閉 会

## 佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 佐久地域定住自立圏共生ビジョン(以下「共生ビジョン」という。)の策定又は変更にあたり、地域の関係者等の意見を幅広く反映させるため、佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

### (任務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議・懇談するものとする。

- (1)共生ビジョンの策定又は変更に関すること。
- (2)定住自立圏構想の推進に関すること。

### (組織)

第3条 懇談会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、地域の関係者等のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を行う。

### (会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

### (その他)

第7条 懇談会の庶務は、企画部企画課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

佐久地域定住自立圏共生ビジョン懇談会委員

団 体 名	役 職	氏 名
佐久医師会	理事	岡田 稔
小諸北佐久医師会	理事	白田 正恒
佐久歯科医師会	理事	田島 達彦
北佐久歯科医師会	理事	山口 康弘
佐久地区保健補導員会連絡協議会	会長	櫻井 美智子
佐久市社会福祉協議会	会長	金川 洋
小諸市社会福祉協議会	常務理事	杉田 旗江
長野県民生児童委員協議会	副会長	井出 治雄
長野県保育園連盟	副会長	高柳 由美子
佐久浅間農業協同組合	営農指導部企画推進課長	中嶋 信幸
長野八ヶ岳農業協同組合	農業部企画振興課長	中島 常勝
佐久地域森林組合連絡協議会	事務局長	篠原 茂
佐久商工会議所	副会頭	中川 正人
小諸商工会議所	会頭	香坂 勝
長野県商工会連合会佐久支部広域協議会	会長	由井 正隆
佐久校長会	生徒指導委員会副委員長	佐藤 一夫
全佐久PTA連合会	会長	柳田 佳宏
有限責任事業組合 佐久咲くひまわり	事務局長	井出 進
千曲バス株式会社	常務取締役	木内 美喜雄
長野県タクシー協会佐久支部	支部長	倉根 一幸
長野県情報サービス振興協会	理事	渡辺 正志
長野県宅地建物取引業協会佐久支部	副支部長	清水 純一郎
佐久地区社会教育委員連絡協議会	理事会会長	永井 久史
長野県体育協会	評議員	清水 浩
佐久地方事務所	所長	松本 有司
佐久保健福祉事務所	所長	小林 一司
東信教育事務所	所長	井澤 良夫
佐久広域連合	事務局長	土屋 雅廣

計28名

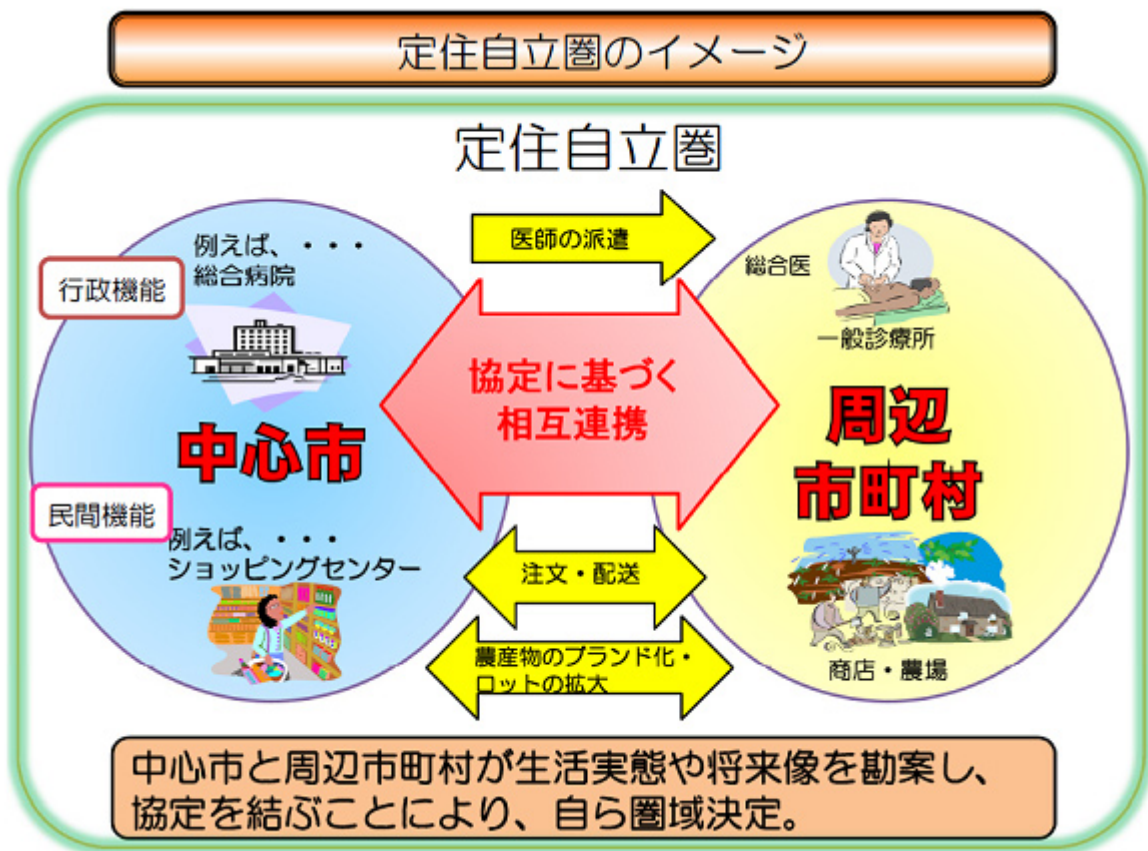
## 定住自立圏構想について

## 定住自立圏とは

今後、わが国の人口は急速に少子高齢化が進展すると見込まれている。とりわけ地方圏においては、少子高齢化の進展と大都市圏への人口流出とが相まって、急速な総人口・生産年齢人口の減少が想定される。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。

以上のような認識の下、各地域の日常生活圏で中心的な機能を有する都市とその周辺の市町村が連携を図り、医療、地域交通、産業などの生活サービスを維持・拡大し、人口の定住と圏域の自立を図る政策が定住自立圏構想であり、平成 21 年度から全国で本格的に取り組むを推進してきているものである。（総務省平成 22 年度定住自立圏構想推進調査報告書より）



## 定住自立圏形成の具体的な手順



- (1) 一定の要件を満たす「中心市」が「中心市宣言」により圏域における定住自立圏形成に向けた中心的な役割を担う意思を表明する。
- (2) 中心市宣言を行った市が、住民生活等において密接な関係を有する周辺の市町村との間で、議会の議決を経た上で、1対1で「定住自立圏形成協定」を締結し、人口定住のために必要な生活機能確保のための相互の役割分担を決める。
- (3) 中心市が、生活機能確保の役割を担う民間や地域の関係者、圏域住民で構成する「圏域共生ビジョン懇談会」での検討を経て、協定締結した他の市町村との協議の上、「定住自立圏共生ビジョン」(おおむね5年を想定)を策定し、圏域の将来像や、具体的な取組内容及びその成果を決める。
- (4) 「定住自立圏共生ビジョン」に基づき、中心市及び周辺市町村が役割分担した上で、具体的な取組を展開する。
- (5) 「定住自立圏共生ビジョン」は、取組の成果を勘案しながら、毎年度見直す。

## 定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域住民の生活実態やニーズに対応し圏域ごととその生活に必要な機能を確保して、地域住民の生命と暮らしを守る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して財政措置を講じる。

### 1. 中心市及び周辺市町村の取組に

#### 関する包括的財政措置（特別交付税）

- ・ 中心市については、1市当たり年間4,000万円程度を基本として、人口、面積等を勘案して上限額を算定
- ・ 周辺市町村については、1市町村当たり年間1,000万円を上限

### 2. 地域活性化事業債の充当

- ・ 圏域全体で必要不可欠なインフラ整備に対し、地域活性化事業債を充当。

### 3. 外部人材の活用に対する財政措置

#### （特別交付税）

- ・ 圏域外における専門性を有する人材の活用に対して、上限700万円、最大3年間の措置。

### 4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置

- (1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置
  - ・ ファンド形成に一般単独事業債を充当（90%）、償還利子の50%に特別交付税
- (2) ふるさと融資の融資限度及び融資比率の引き上げ

### 5. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
  - ・ 病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充
  - ・ 措置率0.6→0.8

### 6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点

#### 数の算定要素の追加

- ・ 辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定可能

## 佐久地域定住自立圏について

### 1 趣 旨

人口減少・少子高齢社会を迎えるにあたり、佐久圏域が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域として存続できるよう、佐久市が圏域全体のマネジメント等において中心的な役割を果たしながら、関係市町村との連携・協力の下に、圏域全体の生活機能の強化等に取り組むことにより、佐久圏域の定住人口の確保と地域の活性化を図る。

### 2 構成市町村

中心市：佐久市（1）

関係市町村：小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、  
南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町（11）

### 3 協定締結分野

#### ア 生活機能の強化

- （1）保健・医療（地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策）
- （2）福祉（病児・病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立）
- （3）学校教育（不登校児童生徒等の支援体制の充実）
- （4）産業振興（鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、農業情報ネットワークの構築、森林病虫害被害防止対策、広域的観光の推進）
- （5）環境（循環型社会の構築）
- （6）防災（広域防災体制の整備と強化）

#### イ 結びつきやネットワークの強化

- （1）地域公共交通（地域公共交通ネットワークの構築）
- （2）情報（情報化の推進）
- （3）定住促進・交流推進（定住促進および交流推進）
- （4）社会教育（社会教育施設の広域的活用）

#### ウ 圏域マネジメント能力の強化

- （1）人材育成（合同専門研修及び人事交流）

### 4 検討経過及び今後の予定

H23.2月：市町村長連絡会議（定住自立圏形成について基本合意）

5月：定住自立圏検討部会設置（関係市町村と本格協議開始）

7月：佐久市「中心市宣言」

9月：「定住自立圏形成協定の議決に関する条例」を議案提出

12月：「定住自立圏形成協定」を議案提出

H24.1月：「定住自立圏形成協定」締結

2月：「定住自立圏共生ビジョン」策定

# 中心市宣言

八ヶ岳や浅間山の雄大な山々に守られ、美しく青き大空が広がる佐久地域。千曲川の源流から湧き出る清水は、この地にうるおいと安らぎを与えています。

冷涼な気候と肥沃な大地の中で育てられた農産物は、私たちの生きる糧となり、先人達のたゆまぬ努力によって根付いた地域の医療・保健活動により、私たちの命と健康が守られています。

古くは中山道と佐久甲州街道が交わる地として、現在は北陸新幹線、上信越自動車道、中部横断自動車道が通る交通の結節点として、歴史と文化に富み、賑わいと交流が生まれています。

これから我が国は、世界のどの国も経験したことのない速さで人口減少が進もうとしています。少子高齢化と過疎化が急速に進み、地域が衰退していくことが現実的な危機となっています。時代の流れに任せていては、自然の恩恵や先人の偉業などによって築かれたこの安住の地ですら失われることにもなりかねません。

佐久地域への愛着と誇りをもってこの地で生活している私たちが、佐久地域を将来にわたっても定住の地として存続させるため、既成の行政単位や組織の枠にとらわれることなく、さらなる連携と協力によって、より住みやすく安心して暮らせる地域を創っていくことが必要です。

佐久地域の市町村が「新しい絆」で結ばれる「定住自立圏」において、佐久市は地域全体の発展のために尽力し、中心市としての役割を積極的に果たすことを、ここに宣言します。



## 佐久地域定住自立圏の形成に関する協定書（案）

佐久市（以下「甲」という。）と 市（町・村）（以下「乙」という。）は、佐久地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする佐久地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、佐久地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、補完し合うこととする。

### （事務執行に当たっての協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度甲及び乙が協議して定めることとする。

### （協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

### （協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

( 疑義の解決 )

第 6 条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定を締結するため、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 佐久市中込 3 0 5 6 番地  
佐久市  
佐久市長 柳 田 清 二

乙 (所在地)  
(市町村名)  
(市町村長名)

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

分野	取組	取組の内容	甲の役割	乙の役割
保健・医療	地域医療の環境整備	地域医療体制に関する研究・検討を進め、体制の整備等に対する必要な支援等を実施すること、地域住民と医療機関との良好な関係を研究し、圏域住民及び関係機関等への周知・啓発等を実施すること等により、地域医療の環境整備を推進する。	<p>(1) 休日小児科急病診療センター及び平日夜間急病診療センターを設置し、管理する。</p> <p>(2) 地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。</p> <p>(3) 休日救急歯科診療所の開設を支援する。</p> <p>(4) 乙と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。</p> <p>(5) 乙と共同して地域住民等への啓発等を行う。</p> <p>(6) その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。</p> <p>(2) 甲と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。</p> <p>(3) 甲と共同して地域住民等への啓発等を行う。</p> <p>(4) その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</p>
	住民の健康増進	医療機関と連携した特定健康診査の受診率の向上と保健指導等により、住民の健康増進を図る。	<p>(1) 乙と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。</p> <p>(2) その他住民の健康増進に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 甲と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。</p> <p>(2) その他住民の健康増進に資する取組を実施する。</p>
	自殺対策	啓発活動、相談体制の充実等により、自殺対策を推進する。	<p>(1) 乙と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。</p> <p>(2) その他自殺対策に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 甲と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。</p> <p>(2) その他自殺対策に資する取組を実施する。</p>

福祉	病児・病後児保育の広域化	子育て環境の充実のため、広域的な病児・病後児保育事業等を実施する。	<p>(1) 病児・病後児保育事業の実施に必要な施設及び人員の確保等を行う。</p> <p>(2) 乙の住民に係る病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。</p> <p>(3) その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 甲と協議の上、病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。</p> <p>(2) その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。</p>
	発達障がい児の支援体制の確立	障がい児担当職員のスキルアップを図るための研修及び講演会の開催等を実施すること等により、発達障がい児の支援体制の確立を図る。	<p>(1) 研修会及び講演会の開催等の事業を実施する。</p> <p>(2) その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 甲が実施する事業に共同して取り組む。</p> <p>(2) その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。</p>
学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実	不登校児童生徒等の支援に関する情報の共有、交換等により、不登校児童生徒等の支援体制の充実を図る。	<p>(1) 当該年度に実施する事業内容の調整等を行い、事業計画を取りまとめる。</p> <p>(2) 事業計画に基づき事業を実施する。</p> <p>(3) その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 甲が行う調査等への回答及び具体的な取組における各業務の分担を行う。</p> <p>(2) その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。</p>

産業 振興	鳥獣害防止総合対策	有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき、甲及び乙が策定する被害防止計画に定めた鳥獣害防止対策を総合的に進める。	<p>（1）住民及び団体等と連携を図りつつ、乙と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。</p> <p>（2）乙と共同して鳥獣害防止総合対策の調査研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。</p> <p>（3）その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。</p>	<p>（1）住民及び団体等と連携を図りつつ、甲と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。</p> <p>（2）甲と共同して鳥獣害防止総合対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。</p> <p>（3）その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。</p>
	地産地消・販路開拓の推進	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び販路開拓を推進する。	<p>（1）住民及び団体等との連携を図りつつ、乙と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。</p> <p>（2）乙と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。</p> <p>（3）その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。</p>	<p>（1）住民及び団体等との連携を図りつつ、甲と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。</p> <p>（2）甲と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、当該事業が有効なものとなるよう取組を実施する。</p> <p>（3）その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。</p>
	農業情報ネットワークの構築	農業に関する情報の共有、研修・講習会等の開催等により、農業情報ネットワークを構築する。	<p>（1）乙と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の開催等の必要な事業を実施する。</p> <p>（2）その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。</p>	<p>（1）甲と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の事業を共同して実施する。</p> <p>（2）その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。</p>

産業 振興 (続き)	森林病虫害被害防止対策	森林病虫害による森林被害を防止するため、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき、森林病虫害被害防止対策を進める。	(1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、乙と森林病虫害被害に関する情報交換等を実施する。 (2) 乙と共同して森林病虫害被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 (3) その他森林病虫害被害防止に資する取組を実施する。	(1) 住民及び団体等と連携を図りつつ、甲と森林病虫害被害に関する情報交換等を実施する。 (2) 甲と共同して森林病虫害被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。 (3) その他森林病虫害被害防止に資する取組を実施する。
	広域的観光の推進	観光地をネットワーク化した周遊観光ルートの発掘等の実施、地域産業と連携した地域経済の活性化及び誘客増加のための取組等により、広域的観光を推進する。	(1) 広域的観光に関する情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。	(1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。 (3) その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。
環境	循環型社会の構築	循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境に関連する活動を連携して実施する。	(1) 事業の実施のために必要となる情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 (3) その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。	(1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。 (3) その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。

防災	広域防災体制の整備と強化	災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立等により、広域防災体制の整備と強化を図る。	(1) 防災に係る情報の取りまとめ及び提供並びに応援体制の調整を実施する。 (2) その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。	(1) 甲への情報提供及び応援体制の確立に向けた取組を実施する。 (2) その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。
----	--------------	--	--	---

## 2 結びつきやネットワークの強化

地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	地域公共交通のあり方に関する調査検討、公共交通の確保のために必要な事業の実施等により、地域公共交通ネットワークを構築する。	(1) 乙と共同して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) 乙及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。 (3) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。	(1) 甲と共同して地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。 (2) その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。
情報	情報化の推進	コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推進を図る。	(1) 乙と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。	(1) 甲とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。 (2) その他情報化の推進に資する取組を実施する。
定住促進・交流推進	定住促進及び交流推進	都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供、ホームページ等による情報発信等により、定住促進及び交流推進を図る。	(1) 事業実施のために必要となる情報の集約及び乙との調整等を実施する。 (2) 乙と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 (3) その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。	(1) 甲への情報提供等を実施する。 (2) 甲と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。 (3) その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。

社会教育	社会教育施設の広域的活用	施設情報や開催行事の情報共有し、住民に提供すること等により、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化を図る。	<p>(1) 文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報の提供を受け、乙及び住民等に周知する。</p> <p>(2) その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報を甲へ提供するとともに、甲から提供された情報を住民等へ周知する。</p> <p>(2) その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。</p>
------	--------------	--	---	--

### 3 圏域マネジメント能力の強化

人材育成	合同専門研修及び人事交流	職員研修の合同実施、職員人事交流等により、職員の人材育成を図る。	<p>(1) 職務に係る専門研修又は定住自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、乙の職員に当該研修への参加の機会を設ける。</p> <p>(2) 乙の求めに応じて職員の人事交流及び派遣研修を実施する。</p> <p>(3) その他職員の人材育成に資する取組を実施する。</p>	<p>(1) 合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加させる。</p> <p>(2) 必要に応じて職員の派遣、受入れ及び人事交流を行う。</p> <p>(3) その他職員の人材育成に資する取組を実施する。</p>
------	--------------	----------------------------------	---	--



# 佐久地域定住自立圏共生ビジョン (案)

佐 久 市

# 目 次

第1章 佐久地域定住自立圏の概要	1
第2章 ビジョンの概要	2
第3章 佐久地域定住自立圏の将来像	3
第4章 佐久地域定住自立圏の基本的事項	8
第5章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組み	10

## 第1章 佐久地域定住自立圏の概要

### 1 定住自立圏の目的

人口減少・少子高齢化社会を迎えるにあたり、佐久圏域が将来にわたって安心して暮らすことのできる地域として存続できるよう、圏域の市町村が相互に連携・協力し、圏域全体の生活機能の強化等に取り組むことにより、佐久圏域の定住人口の確保と地域の活性化を図ります。

### 2 定住自立圏の名称

佐久地域定住自立圏

### 3 構成市町村

佐久市（中心市）、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町（12市町村）

中心市：国の定住自立圏構想推進要綱に定める要件（人口5万人程度以上、昼間人口が夜間人口の1倍以上）を満たす市であり、佐久地域では佐久市が該当します。

### 4 連携分野

定住自立圏では、中心市と各市町村との間で締結した「定住自立圏形成協定」に基づき、構成市町村が相互に連携・協力して、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」に取り組めます。

（佐久地域定住自立圏において連携する分野）

政策分野	施策分野	取組項目
生活機能の強化	保健・医療	地域医療の環境整備、住民の健康増進、自殺対策
	福祉	病児・病後児保育の広域化、発達障がい児の支援体制の確立
	学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実
	産業振興	鳥獣害防止総合対策、地産地消・販路開拓の推進、農業情報ネットワークの構築、森林病虫害被害防止対策、広域的観光の推進
	環境	循環型社会の構築
	防災	広域防災体制の整備と強化
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築
	情報	情報化の推進
	定住促進・交流推進	定住促進及び交流推進
	社会教育	社会教育施設の広域的活用
圏域マネジメント能力の強化	人材育成	合同専門研修及び人事交流

連携する分野は、今後、追加協定を締結することにより増えていきます。

市町村によって、協定を締結しない取組項目があります。（市町村別の協定締結項目については、9ページを参照）

## 第2章 ビジョンの概要

### 1 ビジョンの目的

定住自立圏により目指すべき地域の将来像や、各市町村と締結した「定住自立圏形成協定」に基づいて実施される具体的な事項等を明らかにし、佐久地域定住自立圏の全体像を示すため、中心市である佐久市において「佐久地域定住自立圏共生ビジョン」を策定します。

### 2 ビジョンの計画期間

本ビジョンの計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

### 3 ビジョンの変更

定住自立圏は、中心市と関係市町村との1対1の協定により、様々な分野において連携することが可能です。

今後、定住自立圏を推進する中で、協定を締結していない施策分野や取組項目においても、連携することにより効果的・効率的な施策展開が図られるものについては、積極的に追加協定を締結し、定住自立圏に取り込んでいくことが望ましく、こうした定住自立圏の取り組みの拡大に対応できるよう、本ビジョンは、毎年度所要の見直しを行うこととします。

## 第3章 佐久地域定住自立圏の将来像

### 1 定住に適した佐久地域

佐久地域は、長野県の東部に位置し、千曲川が地域の中央を南から北に流れ、浅間山、八ヶ岳、蓼科山、荒船山など雄大な山並みに囲まれた美しい高原エリアです。

気候は冷涼で、晴天率が高く、さわやかな晴れの日が多いことが特徴です。滝が凍りつくことで有名な三滝山の三滝（北相木村）に代表されるように、真冬の寒さは厳しいものがありますが、積雪量は少ない地域です。

また、佐久地域は、美味しい農畜産物の宝庫でもあり、川上村や南牧村は全国有数の高原野菜の生産地であるほか、「五郎兵衛米」（佐久市）や「蓼科山麓豚・蓼科牛」（立科町、佐久市）をはじめ、農畜産物のブランド化が進んでいます。

江戸時代には、中山道や北国街道、佐久甲州道が多くの人々に利用され、追分宿（軽井沢町）、小田井宿（御代田町）、望月宿（佐久市）、芦田宿（立科町）、小諸宿（小諸市）、海野宿（東御市）などの数多くの宿場が賑わいをみせました。現在もその街並みが残されるとともに、小諸城址懐古園、小諸城大手門（小諸市）や龍岡城五稜郭（佐久市）などの文化財・史跡も多く、歴史的に文化と交流に富んだ地域です。

近年は、長野新幹線や上信越自動車道の開通により、佐久地域から首都圏等へのアクセスが飛躍的に向上しました。今後はさらに、長野新幹線の北陸地方への延伸が平成26年度末に予定されているほか、平成22年度末に一部開通した中部横断自動車道も、佐久南インターチェンジ以南の建設が進んでおり、高速交通網の結節点となる佐久地域は、産業・交流の拠点として一層の発展が期待されます。

観光面では、県内では最も観光客が多く訪れ、世界的にも有名な軽井沢（軽井沢町）を筆頭に、白樺湖（立科町）、高峰高原（小諸市）、湯の丸高原（東御市）、野辺山高原（南牧村）、八千穂高原（佐久穂町）、松原湖（小海町）など、佐久地域は、豊かな自然に恵まれた観光名所にあふれています。

地域の医療は、浅間総合病院（佐久市）、佐久総合病院（佐久市）、川西赤十字病院（佐久市）、小諸厚生総合病院（小諸市）、東御市民病院（東御市）、佐久総合病院小海分院（小海町）、千曲病院（佐久穂町）、軽井沢病院（軽井沢町）をはじめ、病院・診療所が数多く、また医師会・歯科医師会との連携により病病連携や病診連携が進んでおり、恵まれた医療環境にあります。今後、佐久総合病院の再構築により、広域的な高度医療・救命救急を担う佐久医療センターの建設が予定されており、地域の医療環境はますます充実されます。

また、新生児訪問事業（佐久市）、療育支援事業（佐久市）、18歳（到達後年度末）までの医療費無料化（小海町、川上村、北相木村）、第3子以降の保育料無料化（南相木村）など、各市町村において母子保健や子育て支援施策が充実しており、佐久地域は、子育てをしやすい地域でもあります。

こうしたことから、佐久地域は、自然や気候、様々な資源などに恵まれた暮らしやすい地域であり、定住に適した地域と言えます。

## 2 人口減少・少子高齢社会を迎えて

佐久地域定住自立圏域における総人口は、244,420人(H22)で、5年前の245,726人(H17)と比較して、1,306人減少しました。

また、高齢化率は26.2%(H22)となり、5年前の24.2%(H17)と比較して、2ポイント上昇しました。

このように、圏域全体では人口減少・少子高齢化が進んでいる状況にあり、それに伴い、地域活力の減退や、交通弱者、買い物弱者等の増加、集落の維持存続の限界などが懸念されており、各市町村の状況に対応しつつ、市町村間の連携・協力により圏域全体として行政サービスの向上を図ることが必要となっています。

そのような中で、地域医療の確保や地域公共交通の確保といった課題は、圏域市町村が抱える共通の課題であるとともに、圏域全体で考えるべき課題でもあり、圏域市町村が連携して課題の解決に取り組むことが効果的・効率的です。

定住自立圏による取り組みを通して、圏域市町村がさらに連携と協力を深めながら、より住みやすく安心して暮らせる佐久地域を創造します。

(表 佐久地域定住自立圏域の人口)

## 3 中心市としての佐久市

平成9年の長野新幹線佐久平駅の開業に伴い、佐久平駅周辺への商業集積が進むとともに、他地域からの人口流入により、佐久平駅周辺エリアは、佐久地域を代表する中心拠点へと発展しました。

また、平成17年の市町村合併により、佐久市の人口は10万人を超え、現在、圏域人口の41.1%(H22)を占めています。

佐久地域全体において医療機関が数多くある中でも、佐久市は、浅間総合病院、佐久総合病院、川西赤十字病院の3つの公的な総合病院をもつとともに、減塩運動などに見られる積極的な保健活動の展開により、「健康長寿都市」、「保健・医療が充実したまち」として、全国的にも知名度が高くなっています。

さらに佐久市では、健康長寿都市としての素地を生かし、市民が共同で健康を支えあう社会の創造を目指して「世界最高健康都市構想」を進めているほか、平成25年度には、佐久総合病院佐久医療センターの開院が予定されており、圏域の保健・医療の中心的機能を担う都市としての役割は、今後ますます高まることとなります。

また、佐久平駅近くの3万平米以上の市有地を活用し、子どもたちが自由に遊べる広場、

市内外の交流が生まれる広場として「市民交流ひろば」を建設する予定であるほか、佐久市平賀地区には、スポーツ交流の拠点として、マレットゴルフ場、陸上・サッカー競技場、野球場を備える「佐久総合運動公園」の整備を進めており、いずれの施設も、圏域屈指の大型広場、運動公園として、交流人口の創出に寄与するものとなります。

このように、佐久市においては、佐久地域の中心都市として、圏域の保健・医療・福祉の拠点、スポーツや子育てを通じた新たな交流の拠点を創出するなど、「中心市たる」まちづくりを進めるほか、定住自立圏による取り組みにおいても、圏域全体のマネジメントを行うなど、中心市としての役割を積極的に果たし、佐久地域全体の発展のために尽力します。

#### 4 交流人口で賑わう北部エリア ～小諸市、東御市、北佐久郡～

佐久地域定住自立圏の北部に位置する小諸市、東御市、北佐久郡には、有名な観光名所が多く、観光旅行者や中長期滞在者が多く訪れるエリアです。

世界の保健休養地としても名高い軽井沢は、年間約776万人(H22)の方が訪れ、平成22年において長野県内で最も多くの方が訪れた観光地であり、第2位の善光寺(長野市)の609万人と比較しても150万人以上の大きな開きがあります。

また、立科町の白樺湖も、約175万人(H22)が訪れる観光名所であり、県内では8番目に利用者が多い観光地となっています。

さらに、懐古園(小諸市)には約64万人(H22)、蓼科牧場(立科町)には約63万人、高峰高原(小諸市)には55万人(H22)、東御市の湯の丸高原には52万人(H22)の方が訪れているほか、佐久市においても市の北部に位置する平尾山公園には57万人(H22)の方が訪れており、いずれも佐久地域を代表する観光名所となっています。

このように、北部ゾーンは、佐久地域の交流人口創出の拠点としての機能を持っており、定住自立圏においては、これらの観光名所を起点とし、中心市における各交流拠点との連携や、小海線等を利用した野辺山高原や八千穂高原、松原湖などの南部ゾーンの観光名所との相互誘客など、圏域内での滞在型観光の創出につなげていくことが求められおり、定住自立圏において積極的に交流人口の創出に取り組めます。

(表 佐久地域定住自立圏の観光地利用状況)

## 5 スローライフ<sup>(注1)</sup>に適する南部エリア ~南佐久郡~

佐久地域定住自立圏の南部に位置する南佐久郡は、都市部のけん騒を離れて、自然とともに穏やかに暮らすことのできる地域にあふれるエリアです。

このエリアの基幹産業は農業であり、エリアの農業生産額 224 億 3 千万円 (H18) は、圏域全体の農業生産額 494 億 5 千万円 (H18) のおよそ 45 % を占めています。

各市町村においては、農業への就農促進や定住促進などに力を入れて取り組んでおり、圏域全体での地産地消の推進により各地域の農業を支えていくことや、小諸市の「こもろはず<sup>(注2)</sup>」に代表される北部エリアや佐久市の取り組みとも連携して圏域全体で定住促進を図るなど、定住自立圏においても定住促進や農業振興などに連携して取り組みます。

また、比較的小規模な町村が多いこのエリアにおいては、専門職員の配置など、市町村単独では非効率な場合もあり、定住自立圏により中心市等と共同して事業を実施することにより、必要な生活機能の確保や住民福祉の向上を図ります。

注1 時間に追われずに、ゆっくりと過ごす生活スタイル。人生をゆったり楽しもうという考え方。田舎暮らし、地産地消、スローフード(ファーストフードの反対の意味)、歩行・自転車利用などに絡めて使われることが多い。

注2 健康と環境に配慮した持続可能な社会をめざす暮らし = ロハス (LOHAS : Lifestyles Of Health And Sustainability の頭文字をとった造語) を目指す小諸市の取り組み

(表 佐久地域定住自立圏の農業生産額)

## 6 人と環境にやさしく、災害に強い圏域へ

佐久地域は、晴天率が高く太陽光発電に適した地であり、また、ほとんどの水道水を地下水と湧水を水源とし、安心安全かつおいしい水を享受できる恵まれた水環境にあります。この恵まれた環境を生かしながら、太陽光発電の普及等により地域の自然エネルギー自給率を向上させることや、地下水等水資源の保全を図ることが、地域の共通した課題となっています。この佐久地域をより環境にやさしい循環型社会に変えていくことは、1市町村のみでできることではありません。

また、子どもが健やかに育つ環境づくりという点でも、不登校児童生徒や発達障がい児の支援など、様々な悩みや問題を抱える子どもの育ちを圏域全体で支えあうことが重要です。

さらには、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、防災体制の見直し強化が求められており、この課題も1市町村だけでなく、圏域の市町村が連携して、大規模災害に備える必要があります。

環境、子育て支援、防災など、圏域全体で取り組むべき課題に対しても、定住自立圏により積極的に対応します。



## 7 定住自立圏という新しい「絆」

定住自立圏という新しい広域連携の手段を得た佐久地域においては、中心市や各エリアの特徴に応じて適切に役割分担をしながら連携を図るとともに、圏域全体の課題に対しては相互に協力して課題の解決に取り組みます。これにより、人口減少社会・少子高齢社会の中にあっても、地域の医療や交通をはじめとする必要な生活機能が確保され、様々なライフスタイルを選択することができ、交流や賑わいのある活気あふれる圏域を創造します。定住自立圏の名にふさわしい、持続可能な定住圏、すべての圏域住民がいつまでも安心して暮らせる定住圏を目指します。

また、定住自立圏の取り組みは、単に市町村という行政機関の連携には終わりません。市町村間の人事交流や合同研修を通じて、圏域の市町村職員は、互いに切磋琢磨しスキルアップに努めるとともに、交流を深めながら相互の信頼関係を育み、新しい人の「絆」によって、圏域の活性化のために知恵を出し合い、力を合わせます。

さらには、定住自立圏の取り組みが進むに連れ、圏域全体の結びつきやネットワークが強化されることにより、圏域住民の交流や連帯感も生まれます。佐久地域に誇りと愛着をもって暮らしている圏域住民が新しい「絆」でつながり、互いに支え合い協力し合いながら、定住自立圏を創造していくことを目指します。

## 第4章 佐久地域定住自立圏の基本的事項

定住自立圏形成協定（佐久地域定住自立圏の形成に関する協定）において、佐久地域定住自立圏に関する基本的事項を次のとおり定めています。

### 1 基本方針

中心市と関係市町村は、定住自立圏の取り組みにおいて、相互に連携を図り、共同し、補完しあいます。

### 2 事務執行に当たっての協力・費用負担

- （1）中心市と関係市町村は役割分担し、協力して事務の執行に当たります。
- （2）必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度等を勘案し、当該費用を負担します。
- （3）事務の執行・費用負担に関する必要な事項は、必要な都度、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

### 3 協定の変更・廃止

- （1）協定の変更は、中心市と関係市町村が協議の上、議会の議決を経て行います。
- （2）中心市又は関係市町村が協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経て、その旨を他方に通告します。

### 4 疑義の解決

疑義が生じた場合は、中心市と関係市町村が協議して定めることとします。

5 連携して取り組む事項（市町村別協定締結項目）

（・・・締結項目 - ...非締結項目）

政策分野	施策分野	取組事項	小笠市	東御市	小笠町	佐久穂町	川上村	南牧村	南相木村	北相木村	軽井沢町	御代田町	立科町	
生活機軸の強化	保健・医療	地域医療の環境整備	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		住民の健康増進	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	
		自殺対策	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	福祉	病児病後児保育の広域化	○	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	
		介護障害児の支援体制の確立	-	-	○	○	-	○	○	○	○	○	○	
	学校教育	不登校児童生徒等の支援体制の充実	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	産業振興	鳥獣害防止総合対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		地産地消・新産開拓の推進	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		農業情報ネットワークの構築	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
		森林病害虫被害防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広域的観光の推進		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
環境	循環型社会の構築	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
防災	広域防災体制の整備と強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
結びつきやネットワークの強化	地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
	情報	情報化の推進	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	定住促進・交流推進	定住促進及び交流推進	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	
	社会教育	社会教育施設の広域的活用	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
圏域レベルの能力の強化	人材育成	合同専門研修及び人事交流	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

## 第5章 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取り組み

定住自立圏形成協定の協定内容と協定に基づいて実施する事業について掲載しています。

なお、平成24年度の事業費が「0」のものは、予算措置は伴わないが調査検討等の事業を実施するものです。また、事業費が「-」のものは、事業費が未定のものです。

### 1 生活機能の強化に係る政策分野

#### (1) 保健・医療

##### ア 地域医療の環境整備

##### (協定の内容)

取組の内容	地域医療体制に関する研究・検討を進め、体制の整備等に対する必要な支援等を実施すること、地域住民と医療機関との良好な関係を研究し、圏域住民及び関係機関等への周知・啓発等を実施すること等により、地域医療の環境整備を推進する。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日小児科急病診療センター及び平日夜間急病診療センターを設置し、管理する。</li> <li>・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。</li> <li>・休日救急歯科診療所の開設を支援する。</li> <li>・関係市町村と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。</li> <li>・関係市町村と共同して地域住民等への啓発等を行う。</li> <li>・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療体制の整備に対して必要な支援を行う。</li> <li>・佐久市と共同して地域医療体制に関する研究・検討を行う。</li> <li>・佐久市と共同して地域住民等への啓発等を行う。</li> <li>・その他地域医療の環境整備に資する取組を実施する。</li> </ul>

##### (取組む事業)

事業名	休日小児科急病診療センター運営委託事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	休日における小児科の急病診療に対応するため、佐久医師会の協力により、浅間総合病院内に「佐久地域休日小児科診療センター」を設置する。						
成果	日曜・祝日において、小児科診療を安心して受診することができる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	2,564	2,730	2,564	2,398	2,564	12,820

事業名	佐久地域平日夜間急病診療センター運営委託事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	平日夜間における内科の急病診療に対応するため、佐久市医師会の協力により、浅間総合病院内に「佐久地域平日夜間急病診療センター」を設置する。						
成果	平日夜間において内科診療を安心して受診することができる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	12,851	12,887	12,887	12,924	12,887	64,436

事業名	休日救急歯科診療所開設支援事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村						
事業概要	佐久歯科医師会による休日救急歯科診療所の開設・運営を支援する。						
成果	歯科の急病に際し、より速やかに安心して治療を受けることができるようになる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	24,500

事業名	在宅当番医事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村						
事業概要	休日における緊急患者の診療を、佐久医師会の協力により、在宅当番医制で行う。						
成果	休日における急患の診療を医療機関が在宅当番医制で行うことで、安心して医療を受けることができる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	4,389	4,488	4,422	4,488	4,422	22,209

事業名	上手な医療機関のかかり方等周知・啓発活動事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	かかりつけ医をもつこと及び受診マナーに関するポスター・リーフレット等を作成・配布し、関係機関・各戸・乳幼児の保護者等への周知啓発を行うとともに、上手な医療機関のかかり方等に関する講演会等の啓発事業を行う。						
成果	救急病院において、休日や夜間の一次医療の受診が必要以上に増加しないことにより、事故や重度の救急患者の受入れがより円滑になるとともに、医師等の負担の軽減につながる。 また、乳幼児の体調が急に变化した場合に、保護者が慌てずに対処することができる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	0	700	0	982	0	1,682

#### イ 住民の健康増進

##### (協定の内容)

取組の内容	医療機関と連携した、特定健康診査の受診率の向上と保健指導等により、住民の健康増進を図る。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 ・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と共同して医療機関と連携し、特定健康診査の受診率の向上対策及び保健指導等を実施する。 ・その他住民の健康増進に資する取組を実施する。

##### (取組む事業)

事業名	特定健康診査推進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南相木村、北相木村、軽井沢町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	特定健康診査に相当する検査結果書の発行に関して、各医師会と圏域市町村と連携することにより、受診率の向上を図る。						
成果	特定健康診査受診率の向上と保健指導の充実が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	0	-	-	-	-	0

## ウ 自殺対策

### (協定の内容)

取組の内容	啓発活動、相談体制の充実等により、自殺対策を推進する。
佐久市の役割	・関係市町村と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。 ・その他自殺対策に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と共同して講演会、研修会及び相談会等の開催等を実施する。 ・その他自殺対策に資する取組を実施する。

### (取組む事業)

事業名	自殺対策事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	自殺の問題に対する理解を深めるための啓発活動、ゲートキーパーの養成及び相談事業等自殺を防ぐための事業を行う。						
成果	相談しやすい体制や人にやさしい環境をつくることで、自殺要因の減少若しくは軽減が図られ、自殺者数の減少が期待できる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	940	3,080	605	900	3,080	8,565

## (2) 福祉

### ア 病児・病後児保育の広域化

#### (協定の内容)

取組の内容	子育て環境の充実のため、広域的な病児・病後児保育事業等を実施する。
佐久市の役割	・病児・病後児保育事業の実施に必要な施設及び人員の確保等を行う。 ・関係市町村の住民に係る病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。 ・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と協議の上、病児・病後児保育事業の実施に必要な事務を行う。 ・その他病児・病後児保育の充実に資する取組を実施する。

## (取組む事業)

事業名	病児・病後児保育の広域化事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小諸市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、 軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	児童が病気の治療中又は回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ、保護者のやむを得ない事情により家庭で保育のできない場合に、その児童を一時的に預かる事業を実施する。						
成果	子育て支援サービス機能の向上により、保護者の子育てと就労等の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	12,430	12,430	12,430	12,430	12,430	62,150

## イ 発達障がい児の支援体制の確立

## (協定の内容)

取組の内容	障がい児担当職員のスキルアップを図るための研修及び講演会の開催等を実施すること等により、発達障がい児の支援体制の確立を図る。
佐久市の役割	・研修会及び講演会等の事業を実施する。 ・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市が実施する事業に共同して取組む。 ・その他発達障がい児の支援体制の強化に資する取組を実施する。

## (取組む事業)

事業名	障がい児発達支援事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
事業概要	障がい児担当職員のスキルアップ及び児童の発達に関わる者の理解促進を図るため、発達支援に関する講演会・研修会等を開催するとともに、サポートブックを作成する。						
成果	障がい児の療育・保育を行う職員に求められる知識技能の向上や、発達障がいに対する関係者の理解が深まり、より適切な障がい児支援が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	4,815	3,095	3,095	4,815	3,095	18,915



(3) 学校教育

ア 不登校児童生徒等の支援体制の充実

(協定の内容)

取組の内容	不登校児童生徒等の支援に関する情報の共有、交換等により、不登校児童生徒等の支援体制の充実を図る。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該年度に実施する事業内容の調整等を行い、事業計画を取りまとめる。</li> <li>・事業計画に基づき事業を実施する。</li> <li>・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市が行う調査等への回答及び具体的な取組における各業務の分担を行う。</li> <li>・その他不登校児童生徒等の支援体制の充実に資する取組を実施する。</li> </ul>

(取組む事業)

事業名	不登校児童生徒等支援に関する研究・情報交換会の開催						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	不登校児童生徒に係わる相談員を対象とした研究・情報交換会を開催する。						
成果	不登校児童生徒等に対して、より効果的な相談・支援を個々の状況に応じて実施することができる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、研究・情報交換会を開催する。

( 4 ) 産業振興

ア 鳥獣害防止総合対策

( 協定の内容 )

取組の内容	有害鳥獣による農林水産業被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき、甲及び乙が策定する被害防止計画に定めた鳥獣被害防止対策を総合的に進める。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。</li><li>・関係市町村と共同して鳥獣被害防止総合対策の調査研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるよう取組を実施する。</li><li>・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。</li></ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と鳥獣害に関する情報交換等を実施する。</li><li>・佐久市と共同して鳥獣被害防止総合対策の研究を行うとともに、当該対策が有効となるよう取組を実施する。</li><li>・その他鳥獣害防止に資する取組を実施する。</li></ul>

## (取組む事業)

事業名	鳥獣害防止総合対策事業							
実施主体	全市町村							
関係市町村名	上記と同じ							
事業概要	有害鳥獣による農林業被害を防止するため、関係市町村と連携して対策を実施する。							
成果	関係市町村が連携して対策を実施することにより、効率的な被害防止を図ることができる。							
事業費	年度	24	25	26	27	28	計	
	事業費 (千円)	佐久市	7,389	8,389	8,389	9,389	9,389	42,945
		小諸市	17,402	17,402	17,402	17,402	17,402	87,010
		東御市	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	9,000
		小海町	-	-	-	-	-	-
		佐久穂町	11,050	12,155	12,155	13,371	13,371	62,102
		川上村	-	-	-	-	-	-
		南牧村	42,000	12,000	12,000	12,000	12,000	90,000
		南相木村	-	-	-	-	-	-
		北相木村	-	-	-	-	-	-
		軽井沢町	56,630	57,130	55,930	57,430	57,130	284,250
		御代田町	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	16,000
		立科町	-	-	-	-	-	-

イ 地産地消・販路開拓の推進

(協定の内容)

取組の内容	農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消及び販路開拓を推進する。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民及び団体等との連携を図りつつ、関係市町村と地産地消、情報発信等に関する情報交換等を実施する。</li> <li>・関係市町村と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。</li> <li>・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民及び団体等との連携を図りつつ、佐久市と地産地消及び情報発信等に関する情報交換等を実施する。</li> <li>・佐久市と共同して地産地消及び情報発信等の研究等を行うとともに、事業が有効なものとなるよう取組を実施する。</li> <li>・その他地産地消及び販路開拓の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>

(取組む事業)

事業名	地産地消販路開拓推進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	生産者と直売所等の販売者とのネットワーク化を進め、農産物を融通し合えるシステムを構築するとともに、特産品を広く首都圏等へ情報発信する。						
成果	農林水産物の消費拡大と新たな販路の拡大が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、効果的な事業推進のための調査研究を実施する。

ウ 農業情報ネットワークの構築

(協定の内容)

取組の内容	農業に関する情報の共有、研修・講習会等の開催等により、農業情報ネットワークを構築する。
佐久市の役割	・関係市町村と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の開催等の必要な事業を実施する。 ・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市と農業に関する情報を共有するとともに、研修・講習会等の事業を共同して実施する。 ・その他農業情報ネットワークの構築に資する取組を実施する。

(取組む事業)

事業名	農業情報ネットワーク化構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	空き農地、空き施設、農業アシスタント・サポーター等の農業に関する情報を共有するとともに、栽培技術等に関する研修会・講習会等を開催する。						
成果	農業者が農業経営に対する知識の向上が図れるとともに、担い手の育成、経営の規模拡大が円滑に促進する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、ネットワーク構築に向けた情報共有のための会議を開催する。

## エ 森林病虫害被害防止対策

(協定の内容)

取組の内容	森林病虫害による森林被害を防止するため、森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)に基づき、森林病虫害被害防止対策を進める。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民及び団体等と連携を図りつつ、関係市町村と森林病虫害被害に関する情報交換等を実施する。</li><li>・関係市町村と共同して森林病虫害被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。</li><li>・その他森林病虫害被害防止に資する取組を実施する。</li></ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民及び団体等と連携を図りつつ、佐久市と森林病虫害被害に関する情報交換等を実施する。</li><li>・佐久市と共同して森林病虫害被害防止対策の研究を行うとともに、当該対策が有効なものとなるような取組を実施する。</li><li>・その他森林病虫害被害防止に資する取組を実施する。</li></ul>

## (取組む事業)

事業名	森林病虫害被害防止対策事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村と連携した森林病虫害被害防止対策を実施するとともに、効果的な防止対策についての研究を行う。						
成果	関係市町村が連携して森林病虫害被害防止対策を実施することにより、効率的・効果的な被害防止が図られる。 また、関係市町村で森林病虫害被害防止対策を研究することにより、より多くの情報を共有することができ、効果的な被害防止対策につながる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	佐久市	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	125,000
	小諸市	22,108	22,108	22,108	22,108	22,108	110,540
	東御市	10,200	10,200	10,200	10,200	10,200	51,000
	小海町	-	-	-	-	-	-
	佐久穂町	-	-	-	-	-	-
	川上村	-	-	-	-	-	-
	南牧村	0	-	-	-	-	0
	南相木村	-	-	-	-	-	-
	北相木村	-	-	-	-	-	-
	軽井沢町	0	-	-	-	-	0
	御代田町	4,500	2,400	2,400	2,400	2,400	14,100
	立科町	-	-	-	-	-	-

オ 広域的観光の推進

(協定の内容)

取組の内容	観光地をネットワーク化した周遊観光ルートの発掘等の実施、地域産業と連携した地域経済の活性化及び誘客増加のための取組等により、広域的観光を推進する。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的観光に関する情報の集約及び関係市町村との調整等を実施する。</li> <li>・関係市町村と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。</li> <li>・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市への情報提供等を実施する。</li> <li>・佐久市と共同して広域的観光の推進に必要な事業を実施する。</li> <li>・その他広域的観光の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>

(取組む事業)

事業名	圏域観光連携事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域観光の連携を推進するため、関係市町村との情報共有会議を開催するとともに、圏域内での観光地をネットワーク化した周遊観光ルートや、共同で情報発信する観光パンフレットを作成する。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、周遊観光ルート創出のための調査研究を実施する。

事業名	東信州観光振興事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、共同宣伝事業等により東信州圏域における広域観光を推進する。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	654	654	654	654	654	3,270



事業名	しなの鉄道沿線観光振興事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、観光情報発信等によりしなの鉄道を軸とした広域的なネットワークを構築し、沿線の観光資源の活用により魅力ある観光メニューを創造する。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	699	699	699	699	699	3,495

事業名	小海線沿線地域活性化事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村が連携して、小海線の利用促進と観光振興を図ることに より、小海線沿線地域の活性化を図る。						
成果	圏域内経済の活性化及び観光消費額の増加が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	1,546	1,546	1,546	1,546	1,546	7,730

( 5 ) 環境

ア 循環型社会の構築

( 協定の内容 )

取組の内容	循環型社会の構築に向け、情報の共有化を図り、環境に関連する活動を連携して実施する。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整等を実施する。</li> <li>・関係市町村と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市への情報提供等を実施する。</li> <li>・佐久市と共同して循環型社会の構築のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他循環型社会の構築に資する取組を実施する。</li> </ul>

( 取組む事業 )

事業名	ごみ減量化・新エネルギー導入促進事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	ごみの減量化や地域特性に応じた新エネルギーの導入に関する情報交換を行い、必要に応じて、共同調査研究に取り組み、研究成果について関係市町村が連携して活用を図る。						
成果	関係市町村が連携して取り組みを進めることにより、効果的にごみの減量化や自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、効果的な取り組みについて調査検討を行う。

事業名	佐久地域地下水等水資源保全事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	地下水等水資源を保全するため、佐久地域全体の市町村で地下水・湧水を公水であると認識し、その保全に努めるとともに、水資源の重要性の啓発活動などの取り組みや地下水賦存量の把握を行い、水資源の利用と保全を行う。						
成果	佐久地域の共有の財産である地下水等水資源を様々な脅威から守り、育むと同時に、有効利用をしながら、水資源が地域で循環する社会を構築することにより、水資源の未来への引き継ぎが図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	7,100	5,000	2,000	2,000	2,000	18,100

事業名	新エネルギー推進事業						
実施主体	佐久市、軽井沢町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、住宅用太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	佐久市					
		軽井沢町	31,200	31,200	31,200	31,200	31,200
		68,100	90,200	178,147	71,000	40,000	447,447

事業名	新エネルギー推進事業						
実施主体	小諸市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	公共施設への太陽光発電設備の設置を推進するとともに、事業所用太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	20,000	30,000	40,000	40,000	40,000	170,000

事業名	新エネルギー推進事業						
実施主体	東御市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	一般住宅への太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	40,000

事業名	新エネルギー推進事業						
実施主体	佐久穂町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	一般住宅への太陽光発電設備設置に対する助成を行う。						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	10,000	0	0	0	0	10,000

事業名	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車普及促進事業						
実施主体	軽井沢町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	役場庁舎駐車場に急速充電器1基を設置、急速充電器を町内に設置する者への補助事業、電気自動車及びプラグインハイブリッド購入者への補助事業を実施するほか、公用車として電気自動車を購入する。						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	28,350	11,250	11,250	11,250	11,250	73,350

事業名	新エネルギー導入奨励金交付事業						
実施主体	御代田町						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	町民が行う次の新エネルギー設備の設置に対する助成を行う。 ・太陽光発電設備 ・太陽熱利用設備 ・小型風力発電設備 ・小水力発電設備 ・クリーンエネルギー自動車 ・小型ハイブリッド照明電源 ・天然ガスコージェネレーション設備						
成果	圏域内の自然エネルギー自給率の向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	46,000

( 6 ) 防災

ア 広域防災体制の整備と強化

( 協定の内容 )

取組の内容	災害時に必要な情報の共有、迅速な対応を図るための応援体制の確立等により、広域防災体制の整備と強化を図る。
佐久市の役割	・防災に係る情報の取りまとめ及び提供並びに応援体制の調整を実施する。 ・その他広域防災体制の整備と強化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・佐久市への情報提供及び応援体制の確立に向けた取組を実施する。 ・その他広域防災体制の整備と強化に資する取り組みを実施する。

( 取組む事業 )

事業名	広域防災体制連携強化事業						
実施主体	全市町村						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	大規模災害発生時において、圏域住民の安全等を最優先に考えた災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害時に必要な情報の共有や応援体制の確立により「長野県市町村災害時相互応援協定」に沿った関係市町村の危機管理の連携強化を図る。						
成果	関係市町村との連携強化が図られ、圏域市町村危機管理ネットワークが確立される。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、連携強化に向けた情報共有・体制検討のための会議を開催する。

## 2 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

### (1) 地域公共交通

#### ア 地域公共交通ネットワークの構築

##### (協定の内容)

取組の内容	地域公共交通のあり方に関する調査検討、公共交通の確保のために必要な事業の実施等により、地域公共交通ネットワークを構築する。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市町村と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。</li> <li>・関係市町村及び関係機関との総合的な連絡調整を行う。</li> <li>・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市と共同して、地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。</li> <li>・その他地域公共交通ネットワークの構築に資する取組を実施する。</li> </ul>

##### (取組む事業)

事業名	圏域地域公共交通ネットワーク構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域住民の通勤、通学、通院、買い物等の日常生活を支える公共交通の確保・維持を図るため、圏域のバスや鉄道等の公共交通のあり方に関する調査検討を行い、調査結果に基づき圏域内の地域公共交通ネットワークを構築する。						
成果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、圏域の公共交通のあり方に関する調査検討を行う。

事業名	路線バスネットワークの再構築事業						
実施主体	佐久市、小諸市						
関係市町村名	佐久市、小諸市						
事業概要	佐久市、小諸市間の既存公共交通ネットワークの確保・維持を図るため、望月小諸線等の路線バスのあり方を検討し、利便性の高い公共交通ネットワークとして再構築する。						
成果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

事業名	しなの鉄道増便事業						
実施主体	小諸市、軽井沢町、御代田町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	圏域住民の通勤、通学、通院、買い物等の日常生活を支えるしなの鉄道の存続のため、関係市町村の負担により、しなの鉄道の増便を行い利用促進を図る。						
成果	圏域住民の移動手段の確保と移動の利便性向上が図られる。特に高齢者の通院や買い物、高校生の通学等、移動手段を持たない住民の日常生活を支える移動の足が確保され、より暮らしやすい圏域の形成に寄与する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	小諸市 15,200	-	-	-	-	15,200
		軽井沢町 14,000	-	-	-	-	14,000
		御代田町 8,786	-	-	-	-	8,786



(2) 情報

ア 情報化の推進

(協定の内容)

取組の内容	コンピュータシステムの共同利用・共同開発等により、情報化の推進を図る。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係市町村と共同して情報化の推進のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他情報化の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市とともに情報化の推進のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他情報化の推進に資する取組を実施する。</li> </ul>

(取組む事業)

事業名	コンピュータシステム共同利用・共同開発事業						
実施主体	佐久市、小諸市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	各市町村で利用しているコンピュータシステムの共同利用・共同開発に向け、最新技術の調査研究や具体的手法の検討を行う。						
成果	関係市町村間の情報の共有化、情報化経費の削減、事務の効率化が図られるとともに、住民サービスの向上に寄与する。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、コンピュータシステムの共同利用に関する調査研究を行う。

( 3 ) 定住促進・交流推進

ア 定住促進及び交流推進

( 協定の内容 )

取組の内容	都市部を対象とした就労・就農・住宅情報の提供、ホームページ等による情報発信等により、定住促進及び交流推進を図る。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施のために必要となる情報の集約及び関係市町村との調整を実施する。</li> <li>・関係市町村と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐久市への情報提供等を実施する。</li> <li>・佐久市と共同して定住促進及び交流推進のために必要な事業を実施する。</li> <li>・その他定住促進及び交流推進に資する取組を実施する。</li> </ul>

( 取組む事業 )

事業名	定住促進共同情報発信事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	首都圏等における移住説明会の共同開催や、ホームページ等を活用した共同情報発信等により、関係市町村と連携して定住促進策を推進する。						
成果	圏域全体の定住人口の増加が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、ホームページを活用した共同情報発信を行う。

(4) 社会教育

ア 社会教育施設の広域的活用

(協定の内容)

取組の内容	施設情報や開催行事等の情報を共有し、住民に提供すること等により、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の広域的活用及び文化芸術・スポーツ活動の活性化を図る。
佐久市の役割	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化スポーツ活動等に関する情報の提供を受け、関係市町村及び住民等に周知する。 ・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。
関係市町村の役割	・文化・スポーツ施設等の施設情報及び文化・スポーツ活動等に関する情報を佐久市へ提供するとともに、佐久市から提供された情報を住民等へ周知する。 ・その他社会教育施設の広域的活用及び文化・スポーツ活動の活性化に資する取組を実施する。

(取組む事業)

事業名	文化・スポーツ施設等相互活用促進事業						
実施主体	佐久市、小諸市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町						
関係市町村名	上記と同じ						
事業概要	関係市町村の文化・スポーツ施設の施設情報やイベント情報の共有化を図るとともに、ホームページ等を活用した共同情報発信を実施する。						
成果	各施設の利用促進が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費 (千円)	0	-	-	-	-	0

平成24年度は、情報の共有化・ホームページによる共同情報発信を行う。

### 3 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

#### (1) 人材育成

##### ア 合同専門研修及び人事交流

###### (協定の内容)

取組の内容	職員研修の合同実施、職員人事交流等により、職員の人材育成を図る。
佐久市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら又は関係市町村の求めに応じて、職務に係る専門研修又は定住自立圏の取組を推進するための研修を行うに際し、関係市町村の職員に当該研修への参加の機会を設ける。</li> <li>・関係市町村の求めに応じて職員の人事交流及び派遣研修を実施する。</li> <li>・その他職員の人材育成に資する取組を実施する。</li> </ul>
関係市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同専門研修の企画立案及び運営に協力するとともに、職員を参加させる。</li> <li>・必要に応じて職員の派遣、受入れ及び人事交流を行う</li> </ul>

###### (取組む事業)

事業名	合同専門研修・人事交流推進事業						
実施主体	佐久市						
関係市町村名	全市町村						
事業概要	職員の資質向上及び圏域マネジメント能力を強化し、圏域全体の行政サービス向上を図るため、職員研修を合同で実施するとともに、圏域内の職員人事交流を行う。						
成果	基礎自治体の職員として必要な専門知識等を効率的・効果的に習得でき、職員の資質向上及び圏域マネジメント能力の強化が図られるとともに、人事交流により先進市町村に業務のノウハウを研修することにより圏域全体の行政サービスの向上が図られる。						
事業費	年度	24	25	26	27	28	計
	事業費(千円)	500	500	500	500	500	2,500